

せいさつ てんな めいわ すてうま
制札（天和・明和・捨馬）

指定種別：市指定文化財

指 定 日：昭和 53 年 11 月 28 日

所 在 地：個人蔵

制 作 年：江戸時代

寸 法：天和 高さ 43.6 cm 幅 104.8 cm

明和 高さ 35.2 cm 幅 107.5 cm

捨馬 高さ 40.0 cm 幅 74.0 cm

銘 文：下記参照

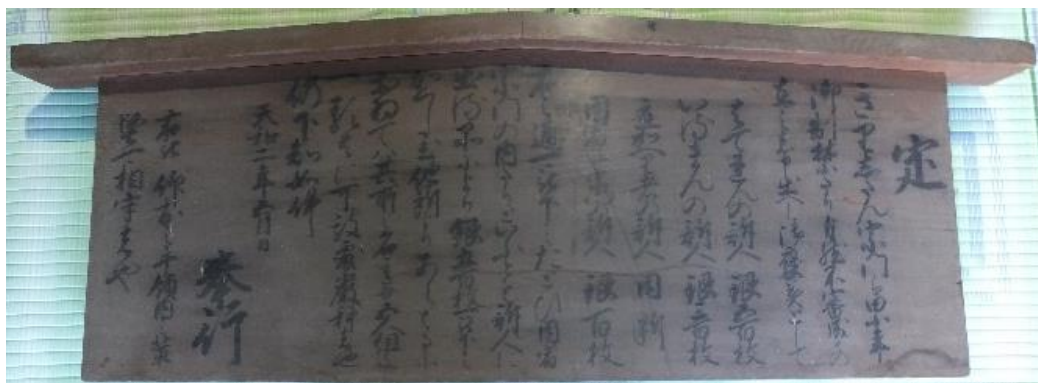
制札とは高札のことで、室町時代から近世になって最も普及した制札刑事の方式で、百姓町人などに発した掟書き、禁令法度を板札に書いて掲げたものです。幕府は特に島原の乱後、きりしたん宗門(キリスト教)を禁制とし、訴人は賞し、信者は重罰にしていますが、制札により周知を図りました。

制札（天和・明和・捨馬）の所有者の先祖は、苗字帯刀を許され、栗林村の肝煎を勤めた人で、制札は大槌代官を通じて渡され管理にあたりました。制札の場所は、栗林町沢田の札場という屋号の家の近くであると推考されます。

このうち、天和2年の制札は、釜石市に残っている唯一のきりしたん禁制の制札で、極めて重要なものです。明和7年の徒党、強訴、逃散の禁制の制札及び捨馬禁制の制札が現存しており、あわせて有形文化財として指定されています。

なお制札は、明治2年代官所の廃止の際に取りはずされています。

【きりしたん禁制の制札（天和）】

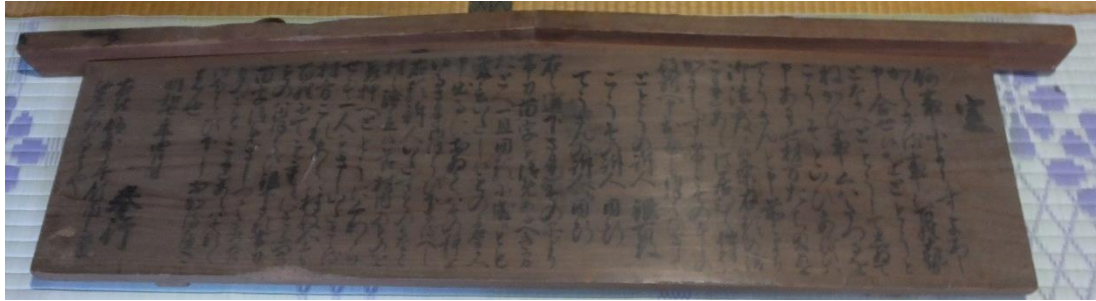


定

きりしたん宗門は累年御禁制たり自然不審成もの
 在之者申出へし御褒美として
 ばてれんの訴人 銀五百枚
 いるまんの訴人 銀三百枚
 立かへり者の訴人 同断
 同宿并宗門の訴人 銀百枚
 右之通可被下之たとひ同宿
 宗門の内たりといふとも訴人に
 出る品により銀五百枚可被下之
 かくし置他所よりあらはるゝに
 おゐてハ其所之名主并五人組迄
 一類共に可被處嚴科者也
 仍下知如件

天和二年五月 日 奉行
 右被仰出之畢領内之輩
 堅可相守者也

【徒党・強訴・逃散の禁制の制札（明和）】



定

何事によらずよろし
 からざる事に百姓大勢
 申合せ候をととうと
 となへととうしてしめて
 ねがい事くハたつるを
 ごうそといひあるひハ
 申あはせ村方たちのき候を
 てうさんと申前々より
 御法度ニ候条右類の儀
 これあらば居むら他村に
 かぎらず早々そのすじの
 役所へ申出べし御ほうびとして

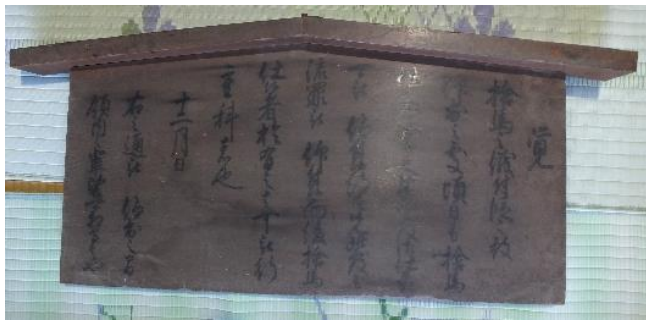
ととうの訴人 銀百枚
 ごうその訴人 同断
 てうさんの訴人 同断

右之通下されその品ニより
 帯刀苗字も御免あるべき間
 たとへ一旦同類に成ルとも
 発言いたし候もの名まへ
 申出るにおいてハその科を
 ゆるされ御ほうび下さるべし

一、右類訴人いたすものもなく
 村々騒立候節村内のものを
 差押へととうにくわいら
 せず一人もさしだいさいる
 村方これあらば村役人にて
 百姓にても重モにとりしつめ候
 ものハ御ほうび銀下され帯刀
 苗字御免さしつゝきしつめ候
 ものとも、これあらバそれく
 御ほうび下しあかるべき
 者也

明和七年四月 日 奉行
 右被仰出之畢領内之輩
 堅可相守者也

【捨馬禁制の制札】



覚

捨馬之儀付段々被
 仰出之処頃日も捨馬
 仕候者有之候急度仕置
 可被仰付候得共先此度も
 流罪被仰付候向後捨馬
 仕候者於有之は可被行
 重科者也

十二月 日
 右之通被仰出之間
 領内之輩堅可相守者也